

- ◆ 今後も夏の猛暑が続くと想定される中、厳しい作業環境においても、受注者が柔軟に作業を行うことが可能となるよう、猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長や施工能力補正等に係る取組を行う。
- ◆ 対象: **新規契約又は既契約にかかわらず、工期が猛暑期間と重なる工事および業務。**

## 1. 猛暑期間・猛暑時間中の作業回避

### (1-1) 猛暑日を考慮した適切な工期設定の実施【継続】

・「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」に則り、供用係数を用いる場合は猛暑日日数を考慮して工期設定する。

### (1-2) 猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長【業務に拡充】

・猛暑時間の現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことが可能な旨を、特記仕様書に明示する。  
 なお、実施については、「猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長(実施要領)」による。

### (1-3) 可能な範囲で予め猛暑期間を回避した工事の発注

・発注者は、事業全体の工程や工事の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で予め工期調整に努め、猛暑期間を回避した工事の発注も可とする。工期調整とは、余裕期間、準備期間、工場製作、後片付け等により猛暑期間の現場施工を回避する工夫をいう。

### (1-4) 適切な設計図書の作成

・発注者は、工事内容の変更等により想定していた猛暑期間中の現場施工の回避が実現できなくなることを防ぐため、現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努める。

## 2. 猛暑対策に必要な経費等の確保

### (2-1) 工事における熱中症対策に係る経費の計上【継続】

・工事における熱中症対策費用は、共通仮設費、現場管理費にて計上しているが、計上されていない現場の施設や設備に対する熱中症予防等については、別途現場環境改善費として積み上げ計上を行う。なお、実施については、「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について(実施要領)」による。

### (2-2) 業務における熱中症対策に係る経費の計上【新規】

・業務における熱中症対策費用は、間接原価等に作業員個人に対する費用を計上しているが、現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、積み上げ計上を行う。なお、実施については、「業務における熱中症対策に関する費用計上について(実施要領)」による。

### (2-3) 猛暑時間により現場施工を回避した場合の施工能力補正(試行)【新規】

・猛暑時間により現場施工を回避したことで、作業時間が減少し、施工能力が低下した場合の対応として受発注者協議のうえ、施工能力補正を行うことができるものとする。なお、実施については、「猛暑時間により現場施工を回避した場合の施工能力補正(試行)(実施要領)」による。

※ 業務に関しては、「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「監督職員」を「調査職員」に読み換える。

ただし、(1-1)、(2-1)は工事のみ対象。

(補足) 猛暑期間・猛暑日日数・猛暑時間の考え方

**猛暑期間:** 気象条件、作業環境等を踏まえ、地域毎に設定するものとし、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている地域毎の直近過去5か年のWBGT値を参照し、8時から17時までのWBGT値31以上が観測された最初の観測日から最後の観測日を、猛暑期間の始期または終期とする。

**猛暑日日数:** 環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている年毎の平日のWBGT値31以上の時間数を日数換算し、平均した値(対象:5か年)とする。

**猛暑時間:** 当該工事の作業時間(原則8時間)内において、地域毎の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されているWBGT値が31以上を観測した時間とする。